

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1 3-2
オーチャー小網町ビル1階・6階
TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

URL: <https://www.sr-iino.com/>

■令和5年10月から最低賃金の変更～全ての都道府県で過去最大の上げ幅～

令和5年度の最低賃金について、8月18日に全国47都道府県の改定額が出揃いました。審議会が示した全国平均の目安額を上回り、引き上げ幅は時給ベースで39～47円、全国平均は43円でした。全ての都道府県で過去最大の上げ幅で、全国平均は1004円となっています。主な都道府県の最低賃金額は以下の通りになります。(単位：円)

都道府県名	令和4年の最低賃金額	引き上げ額	令和5年10月からの最低賃金額	発効予定年月日
北海道	920	40	960	令和5年10月1日
埼玉県	987	41	1,028	令和5年10月1日
千葉県	984	42	1,026	令和5年10月1日
東京都	1,072	41	1,113	令和5年10月1日
神奈川県	1,071	41	1,112	令和5年10月1日
静岡県	944	40	984	令和5年10月1日
愛知県	986	41	1,027	令和5年10月1日
大阪府	1,023	41	1,064	令和5年10月1日
福岡県	900	41	941	令和5年10月6日
全国加重平均			1,004	

■最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、会社は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、会社双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額の方を適用することになります。

■いつから適用？対象となる賃金は？

令和5年10月1日から10月中旬の間に順次発効されます。

■周知義務は？

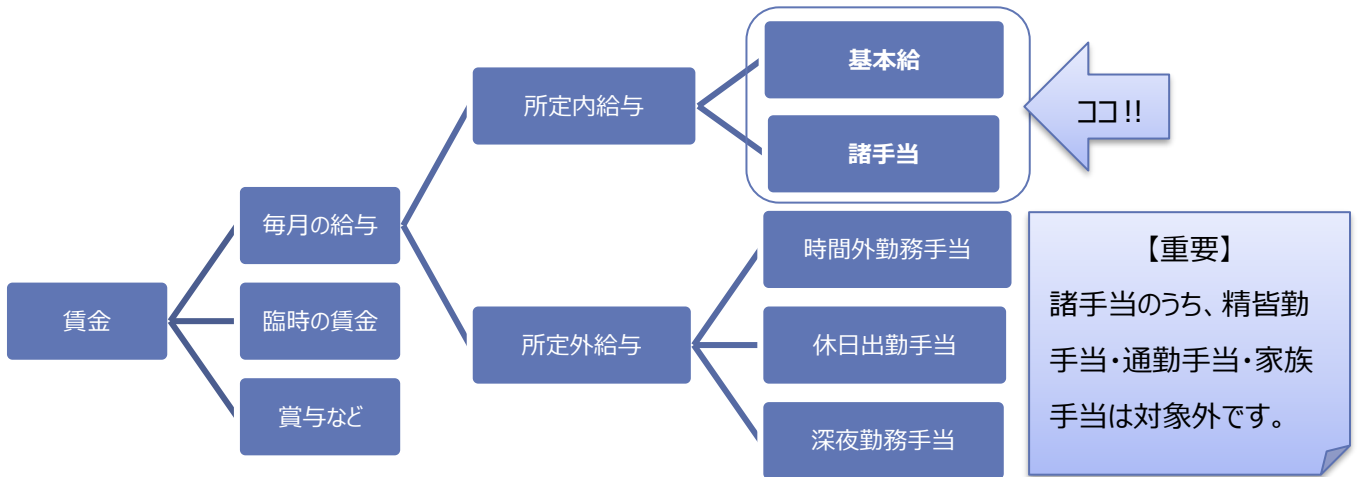
会社は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲、最低賃金額、参入しない賃金及び効力発生日を常に作業場の見えやすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

■次ページ👉

おさえておきたい最低賃金の基本、最低賃金額の給与体系別確認方法をお伝えします！

■最低賃金の対象となる給与とは？

最低賃金の対象となる給与は、毎月支払われる基本的な給与(下図「基本給」「諸手当」)です。



■社員の給与額が最低賃金を下回らないかの確認を徹底しましょう！

地域別最低賃金と大部分の特定(産業別)最低賃金については、時間額で定められています。日給・週給・月給制の場合は時給額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。

1. 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
2. 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
※ただし、日額が定められている特定(産業別)低賃金が適用される場合には、 \geq 最低賃金額(日額)
3. 月給の場合
月給 \div 月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

■こんなときどうする？ミニ Q&A 集！

【Q1】自宅は神奈川県にあり、普段の勤務先店舗は東京都です。ヘルプの為、埼玉県にある店舗に数日勤務しました。この場合、ヘルプで入った日の賃金はどの都道府県が適用されますか？

【A1】東京都の1,113円が適用されます。

ただし、ITエンジニアが客先に通うなど、勤務先に自社の事務所が無い場合は、所属している事業場がある都道府県の最低賃金が適用されます。

【Q2】弊社にはテレワークの社員がおり、それぞれ福岡県と神奈川県に自宅があります。自宅のある都道府県と勤務先がある東京都、どちらの最低賃金が適用されますか？

【A2】最低賃金は、テレワークを行なう労働者が所属している事業場がある都道府県の最低賃金が適用されるため、東京都の1,113円となります。